



気付きニュース

社会保険労務士法人 アイプラス

代表社員・特定社会保険労務士 今井 洋一

〒153-0043 東京都目黒区東山1-16-15 イーストヒル3F

Tel:(03)3791-1181

ご相談は cs@sr-iplus.co.jp



『人事の地図』24年4月号(産労総合研究所)に記事を掲載いただきました。今回は「事例から押さえる経営戦略の基本」「経営戦略実現のために人事がすべき3つのアクション」というテーマです。

人事に異動して間もない方が見ても分かるように、①専門用語なし、②カタカナなし、③たとえ話多め、④簡潔な文章で書いています。ご興味がありましたら、弊社もしくは出版社にお問い合わせください。

topic

衛生管理者の長期休業

衛生管理者は、労働安全衛生法で定められた国家資格で、労働災害や従業員の健康障害を防ぐ役割があります。常時50人以上従業員を雇用している事業場ごとに選任が義務付けられています。

衛生管理者の業務

1. 衛生管理

- 従業員の健康障害の予防/防止
- 従業員への衛生教育の実施
- 健康診断の実施管理と健康保持の促進
- 労災の防止と発生の原因調査、再発防止対策の施行

2. 定期巡視

- 毎週1回以上の作業場巡視

3. 衛生委員会への出席(衛生委員会は常時50人以上従業員を雇用している事業場に設置義務がある)

- 衛生管理に関する進言や問題点に対する改善案の提案、付随する資料等の作成

衛生管理者が長期休業する場合

衛生管理者が休業等により業務を行えなくなる場合には、代理者の選任が必要です。

【労働安全衛生規則 第7条 2項】

事業者は、衛生管理者が「旅行・疫病・事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない」

代理者は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 衛生管理者となる資格がある。(衛生管理者免許、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど)
- ② 保健衛生に関する業務に従事している、又は、従事した経験がある

1. ①に該当する
従業員がいる場合

- 資格保有者を代理者として選任します。
- 代理者は、衛生管理者と同様に、その事業場に勤務しているか、その会社に雇用されていることが原則となります。

2. ②に該当する
従業員がいる場合

- 該当業務の経験があっても、知識や経験不足等から衛生管理者としての業務がおろそかになってしまわないよう配慮が必要です。
- 産業医、衛生委員会等と協力し、フォロー体制を整えておきましょう。

3. ①②ともに該当する
従業員がいない場合

- 新たに衛生管理者を選任するため、選任予定者に免許を取得してもらいます。
- 免許取得までの衛生管理者不在期間は、管理部門の担当者などが臨時的に衛生管理者の業務を行い対応することが求められます。



• 衛生管理者のように法定で選任が必要となる資格については、欠員が出てもすぐに補充ができるように、有資格者を管理しておきましょう。合格祝金や申請時に1回登録手当を支給するなど、資格取得者が申告すると得になるインセンティブを用いることがコツになります。

Q 上司の指示を聞かず、勤務態度にも問題のある従業員、何度注意指導しても一向に改善しません。解雇を視野に入れ指導記録を残す為にも、この従業員のみ書面で業務指示を行いたいのですが、パワハラになりますか?

A 業務指示と改善状況の記録のための書面による業務指示等は、業務上の必要性和相当性が認められる範囲では、パワーハラスメントに該当しません。

- 職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動 ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの ③労働者の就業環境が害されるもの これらすべてを満たすものを言います。客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で適切に行われる業務指示や指導については、パワハラに該当しません。
- 書面化により指示内容が明確になり、複雑な内容も繰り返し確認できるようになるため、業務が円滑化され、また、指導記録も残ることから、書面による業務指示の業務上の必要性は肯定されると考えられます。
- ただし、態様については注意が必要です。同僚等の前で、あえて指導書面を手渡しするなどした場合には、相当性が否定される可能性があります。該当従業員のこれまでの言動と指示に従わない事情があることから、書面对応の必要性は認められますが、不必要に名誉感情を損なう方法で書面交付した場合には、相当性が否定されてパワハラ認定される可能性があります。



- トラブルになった際には、必ず言った/言わないで揉めますので、書面やメールなど、できるだけ記録に残るようにしておきましょう。
- ただし、特定の個人を狙い撃ちとするのではなく、できるだけ分け隔てなく公平に運用し、「解雇のための証拠集めが目的」と揉めないようにしておくことも配慮の一つです。

cooking

MONTHLY RECOMMENDATION

ウチナンチュが贈る

ちょこっとおきなわ料理



沖縄伝統のおもてなし料理

豚肉のごぼう巻き

常備菜にもどうぞ♪

レシピ監修：玉城久美子
(沖縄ライフスタイルアドバイザー)

【材料(4人分)】

ごぼう…約60cm(7cm×8本分)、豚肉ロースうす切り…8枚、
〈A〉鰹出汁…300cc、しょうゆ…大さじ2、砂糖…大さじ3、
みりん…大さじ1、泡盛(または料理酒)…大さじ2

【作り方】

- ① ごぼうは皮をこそげ取り、7cmの長さに切り、鍋に水・酢少々(分量外)とともにに入れて下茹でする。(目安:25分)竹串を刺してスッと入れれば茹で上がり。取り出して冷ます。
- ② 豚肉は白い脂身を切り落とし、麺棒等で叩いて、横長になるように薄く伸ばす。(目安の厚さ:1~2mm)
- ③ ①のごぼうを②でキッチリと巻く。端の部分ははがれないように、肉を伸ばしながらピッタリとくっつける。
- ④ 鍋に〈A〉を入れて煮立て、③のとじ目を下にし、落とし蓋をして中火で煮る。(目安:30分)お好みの味になるまで煮詰める。

お肉を薄く伸ばすことで、冷めても硬くなりにくいです!

book

MONTHLY RECOMMENDATION

おすすめ書籍のご紹介



『人事の地図』
(産労総合研究所)

昭和39年に創刊された『人事実務』という雑誌が、リニューアルされ『人事の地図』となっています。

冒頭でご紹介したとおり、定期的に弊社の記事を掲載いただいています。

人事部にはじめて異動してきた、人事の世界は経験の浅い方を対象とした雑誌です。「採用」や「賃金」などの固定テーマを決めて誌面をローテーションしていく構成となっており、内容も人事の初心者を意識し、平易な内容・図表も多めという趣旨で、紙面を企画されています。

Web見本誌がありますので、「人事の地図」で検索して、見本誌を取り寄せてみてください。

社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 特定社会保険労務士 今井洋一
Mail : cs@sr-iplus.co.jp https://sr-iplus.co.jp/

★SNSもやってます

YouTube

YouTube

「youtube 社労士 アイプラス」



X(旧Twitter)

「#社労士 アイプラス」



気付き日報

いかがでしょうか?引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。